

第21号議案

平成29年度芦屋市一般会計予算

平成29年度芦屋市の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ46,310,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(継続費)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第212条第1項の規定による継続費の経費の総額及び年割額は、「第2表継続費」による。

(債務負担行為)

第3条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第3表債務負担行為」による。

(地方債)

第4条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第4表地方債」による。

(一時借入金)

第5条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、10,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第6条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当等及び共済費（賃金に係る共済費を除く。）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

平成29年2月21日提出

芦屋市長 山中 健

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算

歳 入

款	項	金 額
01 市税		千円 22,169,443
	01 市民税	12,695,742
	02 固定資産税	7,280,574
	03 軽自動車税	40,546
	04 市たばこ税	258,531
	06 入湯税	23,734
	08 事業所税	52,817
	10 都市計画税	1,817,499
02 地方譲与税		155,000
	01 地方揮発油譲与税	43,000
	02 自動車重量譲与税	112,000
03 利子割交付金		36,000
	03 利子割交付金	36,000
04 配当割交付金		251,000
	04 配当割交付金	251,000
05 株式等譲渡所得割交付金		137,000
	05 株式等譲渡所得割交付金	137,000
06 地方消費税交付金		1,345,000
	06 地方消費税交付金	1,345,000
07 ゴルフ場利用税交付金		3,000
	07 ゴルフ場利用税交付金	3,000
09 自動車取得税交付金		54,000
	09 自動車取得税交付金	54,000
10 地方特例交付金		40,000
	10 地方特例交付金	40,000
11 地方交付税		870,000
	11 地方交付税	870,000
12 交通安全対策特別交付金		13,000
	12 交通安全対策特別交付金	13,000

款	項	金額
20 分担金及び負担金		千円 333,472
	01 分担金	200
	02 負担金	333,272
21 使用料及び手数料		1,463,301
	01 使用料	1,290,401
	02 手数料	172,900
22 国庫支出金		5,368,054
	01 国庫負担金	3,254,345
	02 国庫補助金	2,089,026
	03 国庫委託金	24,683
23 県支出金		2,028,153
	01 県負担金	1,304,499
	02 県補助金	511,464
	03 県委託金	212,190
24 財産収入		1,297,429
	01 財産運用収入	112,898
	02 財産売却収入	1,184,531
25 寄附金		57,853
	25 寄附金	57,853
26 繰入金		4,977,210
	01 基金繰入金	4,332,210
	02 他会計繰入金	645,000
27 繰越金		1
	27 繰越金	1
28 諸収入		1,197,184
	01 預金利子	50
	02 延滞金, 加算金及び過料	30,400
	03 貸付金元利収入	45,929
	04 公営企業貸付金元利収入	292,593
	20 雑入	828,212
29 市債		4,513,900

款	項	金額
	29 市債	千円 4,513,900
歳入	合計	46,310,000

歳 出

款	項	金 額
01 議会費		千円 511,564
	01 議会費	511,564
02 総務費		7,185,632
	01 総務管理費	6,339,469
	02 徴税費	477,997
	03 戸籍住民基本台帳費	265,954
	04 選挙費	64,718
	05 統計調査費	11,757
	06 監査委員費	25,737
03 民生費		14,327,670
	01 社会福祉費	5,306,225
	02 老人福祉費	1,926,872
	03 児童福祉費	5,787,018
	04 生活保護費	1,295,691
	05 災害救助費	11,864
04 衛生費		3,668,661
	01 保健衛生費	2,025,661
	02 清掃費	1,596,002
	03 上水道費	46,998
05 労働費		21,963
	02 労働諸費	21,963
06 農林水産業費		21,696
	06 農林水産業費	21,696
07 商工費		160,430
	07 商工費	160,430
08 土木費		8,394,889
	01 土木管理費	84,563
	02 道路橋梁費	1,136,711
	04 都市計画費	3,263,350
	05 住宅費	3,910,265

款	項	金額
09 消防費		千円 1,905,625
	09 消防費	1,905,625
10 教育費		4,949,731
	01 教育総務費	1,141,813
	02 小学校費	679,024
	03 中学校費	468,406
	05 幼稚園費	528,155
	06 社会教育費	1,370,595
	07 保健体育費	761,738
11 災害復旧費		5,000
	01 公共施設災害復旧費	5,000
12 公債費		5,115,469
	12 公債費	5,115,469
13 諸支出金		1,670
	01 普通財産取得費	1,670
30 予備費		40,000
	30 予備費	40,000
歳 出	合 計	46,310,000

第2表 継続費

款	項	事業名	総額	年度	年割額
			千円		千円
02総務費	01総務管理費	分庁舎跡地整備事業	869,090	平成29年度 平成30年度	619,509 249,581

第3表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
阪神福祉事業団のななくさ 育成園移転改築整備工事資金 借入金にかかる損失補償	平成30年度から 平成50年度まで	千円 65,836

第4表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
庁舎等整備事業	464,500	普通貸借又は証券発行の方法により、国又は銀行その他から借り入れる。	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借入れの日から据置期間を含め、30年以内に毎年度元利均等その他の方法により償還する。なお、借入先の融通条件に変更のあるときはその融通条件に従う。ただし、財政の都合その他によっては、定額以上を償還し、又は左記利率の範囲内で借り換えすることができる。
認定こども園整備事業	335,300			
緊急・災害時要援護者対策事業	7,000			
道路橋梁整備事業	214,100			
公園整備事業	33,700			
市街地再開発事業	16,600			
公営住宅建設事業	2,123,500			
改良住宅建設事業	99,000			
消防防災施設整備事業	409,300			
小学校施設整備事業	326,600			
中学校施設整備事業	168,700			
社会教育施設整備事業	235,600			
臨時財政対策債	80,000			